公益財団法人コスモス財団
第4期公益充実資金の公表について

公益財団法人コスモス財団は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第23条第1項第2号の規定に基づき、2025年度における公益充実資金に係る以下の事項について公表する。

1．当該事業年度の末日における公益充実活動等ごとの内容及び実施時期

公益充実活動の内容：既存事業を維持するために、2026年 7 月 1 日から 2036年 6 月 30日までの期間に実施が予定されている奨学事業に係る事業費に充てることを目的とする。

事業費総額：15,000,000円

実施時期：2026年度から2035年度まで

2．当該事業年度の末日における積立限度額及びその算定根拠

積立限度額：15,000,000円

算定根拠：2026年度から2035年度に必要な奨学金給付費の見込額7,000万円（年20万円×約35名×10年）のうち、1,500万円（年150万円×10年）を充当する。

3．当該事業年度の公益充実資金の取崩額及び積立額

当該事業年度の取崩額：0円

当該事業年度の積立額：15,000,000円

4．当該事業年度の末日における公益充実資金の額

15,000,000円

5．前事業年度の末日における公益充実活動等ごとの内容及び実施時期、積立限度額及びその算定根拠並びに公益充実資金の額

前事業年度末において公益充実資金の保有はなく、前年度末残高は0円である。

以上

奨学事業準備資金取扱規程

（総　則）

第1条　この規程は、公益財団法人コスモス財団（以下「この法人」という。）の奨学事業準備資金（以下「資金」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものである。

（目　的）

第2条　この資金は、2026年7月1日から2036年6月30日までの期間に実施が予定されている奨学事業に係る事業費に充てることを目的とする。

（資金計画）

第3条　この資金は、2025年度に15,000,000円を積立てる。なお、この資金の積立限度額は15,000,000円とする。

2　この資金は、2026年度から2035年度に必要な額を取り崩し、第2条の目的に適う事業費に充てる。

（資金の運用方針）

第4条　この資金は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（以下、公益認定法施行規則という。）第23条に定める公益充実資金とし、元本の安全性に配慮するとともに、可能な限り高い運用益を得ることを目指して運用する。

（資金の運用方法）

第5条　この資金は、普通預金、定期預金又は追加型公社債投資信託で運用する。

（資金の維持・管理）

第6条　この資金は、第2条の目的を達成するため、善良な管理者の注意をもって維持・管理をしなければならない。

2　この法人は、この資金を保有しようとするときは、公益充実活動等ごとに、内容及び実施時期、積立限度額及びその算定根拠等について、理事会の承認を得なければならない。

3　この資金について、公益充実活動等以外の支出に充てるために取崩す場合には、公益認定法施行規則第23条第1項第3号に定める特別の手続きとして、代表理事は、取崩しが必要かつ合理的であると考えられる理事会に付議し、その決議を得なければならない。

（公表）

第7条　この法人は、公益充実資金について、公益認定法施行規則第23条第1項2号に基づき、次に掲げる事項を当該事業年度の終了後、インターネットの利用その他の適切な方法により速やかに公表しなければならない。

(1) 当該事業年度の末日における公益充実活動等ごとの内容及び実施時期
(2) 当該事業年度の末日における積立限度額及びその算定根拠
(3) 当該事業年度の公益充実資金の取崩額及び積立額
(4) 当該事業年度の末日における公益充実資金の額
(5) 前事業年度の末日における公益充実活動等ごとの公益充実資金に関する法令で定める事項

（備置き等）

第8条　この法人は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第21条第2項第4号並びに公益認定法施行規則第46条第1項第7号に基づき、公益充実資金について記載した書類を、事業年度経過後3月以内に主たる事務所に5年間備え置き、所定の業務時間内に閲覧等に供するものとする。

（規程の改廃）

第9条　この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附　則

1. この規程は、2026年6月17日より施行する。（2026年6月17日理事会議決）